

改正

平成19年3月30日条例第7号

平成26年3月28日条例第7号

津市財産に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 取得（第2条・第3条）
- 第3章 管理（第4条—第17条）
- 第4章 処分（第18条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、財産の取得、管理及び処分に関する事項について、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 取得

（取得前の措置）

第2条 財産を買入れ、交換又は寄附等により取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について必要な調査を行い、私権の設定その他特殊の義務のあるものについては、所有者又は権利者にこれを消滅させる等適当な措置をしなければならない。

（登記又は登録）

第3条 登記又は登録を要する財産を取得したときは、速やかにこれを行わなければならない。

第3章 管理

（財産台帳）

第4条 財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかななければならない。

（行政財産の使用許可の期間）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）をする場合においては、その使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、電気事業、ガス事業、通信事業その他公益事業の用に供する必要があると認める場合は、3年以内とすることができる。

2 前項の規定による使用許可の期間は、更新することができる。この場合において、その更新の期間は、更新の時から1年（同項ただし書の規定によるときは、3年）を超えることはできない。

（行政財産の使用に係る使用料の納付）

第6条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる行政財産の使用に応じ、当該各号に定める額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

（1）土地の使用 1月につき当該使用に係る土地の適正な評価額に1,000分の4を乗じて算出した額を下らない額で市長が定める額

（2）建物の使用 1月につき当該使用に係る建物の適正な評価額に1,000分の8を乗じて算出した額を下らない額で市長が定める額に当該建物の敷地に相当する面積の土地について前号により算出した土地の使用料に相当する額を加えた額

（3）土地及び建物以外の使用及び前2号により難しい場合の使用 通常の実例価額等を基準として市長が定める額

（使用料の減免）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体（以下「公共団体」という。）又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 本市の事務を円滑に行うため、必要な用に供するとき。

2 第10条の規定は、使用料の減免について準用する。

（行政財産の貸付け）

第7条の2 法第238条の4第2項から第4項までの規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第69条第6項から第10項まで及び第70条第5項から第8項までの規定により行政財産を貸し付ける場合については、次条から第10条までの規定を準用する。

（普通財産の貸付期間）

第8条 法第238条の5第1項の規定により普通財産を貸し付ける場合においては、その貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 建物を所有することを目的とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権を設定して、土地及びその土地の定着物（建物を除く。以下この項において同じ。）を貸し付ける場合 50年以上60年以下

(2) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）を所有することを目的とし、借地借家法第23条に規定する事業用定期借地権等を設定して、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 10年以上50年未満

(3) 建物を所有することを目的とし、借地借家法第24条に規定する建物譲渡特約付借地権を設定して、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 30年以上50年以下

(4) 前3号に規定する場合を除くほか、建物を所有することを目的とし、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 30年

(5) 臨時設備の設置その他一時使用を目的とし、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 1年以内

(6) 前各号に規定する場合を除くほか、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合 20年以内

(7) 一時使用を目的とし、建物その他の物件を貸し付ける場合 1年以内

(8) 前号に規定する場合を除くほか、建物その他の物件を貸し付ける場合 5年以内

2 前項第4号から第8号までに規定する貸付期間は、更新することができる。この場合において、その更新の期間は、次に掲げる期間を超えることができない。

(1) 前項第4号に規定する貸付け 10年（当該貸付けをした後の最初の更新にあっては、20年）

(2) 前項第5号から第8号までに規定する貸付け 当該各号に定める期間

（普通財産の貸付料の徴収）

第9条 普通財産の貸付けに対しては、相当の貸付料を徴収しなければならない。ただし、国、公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

（貸付料の減免）

第10条 市長は、普通財産の貸付けを受けた者が、その者の責めに帰することのできない理由により、当該普通財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、当該普通財産の貸付けに係る貸付料を減額し、又は免除することができる。

（物品の貸付料の徴収）

第11条 市長は、物品の貸付けをするに当たっては、相当の貸付料を徴収しなければならない。ただし、公益上必要があると認めるときは、公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

2 前条の規定は、物品の貸付けに係る貸付料について準用する。

（貸付料等の納付）

第12条 貸付料又は使用料は、契約による納期限又は市長の定める納期限までに納付しなければならない。ただし、前納させることを妨げない。

(担保又は保証人)

第13条 財産の貸付けについては、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。ただし、市長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(転貸等の禁止)

第14条 借受人は、その賃借物を転貸し、権利を譲渡し、又は原形を変更し、若しくは契約の目的外に使用することはできない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 借受人が、故意又は過失によって賃貸物を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める相当額の損害賠償をしなければならない。

(賃貸物の原状回復)

第16条 契約の解除又は期間満了の場合には、借受人は、自己の費用で賃貸物を原状に回復しなければならない。ただし、市長において必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 借受人が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を徴収する。

(損害の帰属)

第17条 借受人の責めによる契約の解除又は許可の取消しによって、借受人に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

#### 第4章 処分

(普通財産の交換)

第18条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 本市において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 公共団体において公用又は公共用に供するため本市の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額は、金銭で補足するものとする。

(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)

第19条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を当該団体に譲渡するとき。

(2) 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途の廃止によって生じた普通財産を、その負担した費用の額の範囲内において減額し、当該公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。

(4) 公用又は公共用に供する財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(物品の交換)

第20条 物品に係る経費の低減を図るため特に必要があると認めるときは、これを他の同一種類の動産と交換することができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(物品の無償譲渡又は減額譲渡)

第21条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品(当該工作物の解体等により物品となるものを含む。)を寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

#### 第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第23条 行政財産に関し無断で、使用し、若しくは転使用させ、又は原状の変更をした者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の津市財産に関する条例(昭和36年津市条例第20号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年久居市条例第13号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和41年河芸町条例第14号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年芸濃町条例第18号)、財産の取得、管理及び処分並びに营造物の設置及び管理に関する条例(昭和34年美里村条例第1号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成4年安濃町条例第10号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年香良洲町条例第6号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年一志町条例第6号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成元年白山町条例第2号)若しくは財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年美杉村条例第5号)又は解散前の一志社会福祉施設組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和59年一志社会福祉施設組合条例第14号)、久居地区広域消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成10年久居地区広域消防組合条例第1号)、久居地区広域衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和50年久居地区広域衛生施設組合条例第21号)若しくは財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成11年一志地区広域連合条例第25号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例等の例による。

附 則(平成19年3月30日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第4条(中略)の規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第1条第2号に掲げる規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4の改正規定に限る。)の施行の日

附 則(平成26年3月28日条例第7号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の津市財産に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約に係る財産の貸付けについて適用し、同日前に締結した契約に係る財産の貸付けについては、なお従前の例による。